

令和4年度兵庫県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修 実施要項

1 目 的

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営を行うため、サービスの質の確保に必要な専門知識と技術を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」と言う。）を養成することを目的とします。

2 実施主体

兵庫県から委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が実施します。

3 対象者

(1) サービス管理責任者

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスのいずれかを実施する指定障害福祉サービス事業所において、サービス管理責任者として従事しようとする者。

(2) 児童発達支援管理責任者

児童福祉法に基づき、障害児通所支援のいずれかを実施する指定障害児通所支援事業者、もしくは障害児入所支援を実施する指定障害児入所施設において、児童発達支援管理責任者として従事しようとする者。

※今年度（令和4年度）から、基礎研修修了後実務経験を満たしている方の、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としてのみなし配置可能な経過措置は終了しました。一人目のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置するには、基礎研修修了後、2年以上のOJTを経て、実践研修を修了する必要があります。

※基礎研修から実践研修までの間にOJT2年以上が必要となったため、サービス管理責任者等として必要な実務要件年数よりも2年短い期間から受講申し込みいただけます。

4 研修日程

	講義名	内容	備考
1日目 2日目	相談支援従事者初任者研修 合同講義 ※サービス管理責任者等として従事するための必須講義	・講義動画をオンラインにて受講いただきます。 ・受講者は、 <u>講義動画を視聴後に報告書を作成し、指定日までに提出</u> いただきます。	・過去に受講済みであり、合同講義受講証明書や相談支援従事者初任者研修修了証をお持ちの方は、受講する必要はありません。
3日目	サービス管理責任者等基礎研修 共通講義	・講義動画をオンラインにて視聴いただきます。 ・受講者は、 <u>講義動画を視聴後に報告書を作成し、指定日までに提出</u> いただきます。	・受講者全員が必ず受講する必要があります。
4日目 5日目	サービス管理責任者等基礎研修 演習	・受講者は <u>事前課題を作成の上、指定日までに提出いただいた後、演習に参加</u> いただきます。	・受講者全員が必ず受講する必要があります。 ・別添の演習日程をご確認ください。

【合同講義】 1日目 2日目 各日 9:00~17:00 (予定) ※該当者のみ受講 【共通講義】 3日目 各日 9:00~16:00 (予定) ※受講者全員が受講	回	講義	日程	備考
	第1回	合同	令和4年 9月1日(木)	オンラインによる講義 ※視聴報告書の提出が必要
		共通	9月2日(金)	
	第2回	合同	令和4年 9月7日(水)	
		共通	9月8日(木)	
	第3回	合同	9月9日(金)	
		共通	9月14日(水)	
	第4回	合同	9月15日(木)	
		共通	9月16日(金)	
		合同	令和4年 9月21日(水)	
		共通	9月22日(木)	
			9月23日(金)	

【演習】 4日目 5日目 各日 9:00~17:00 (予定)	回	日程	会場	備考
	第1回	令和4年 9月27日(火) 9月28日(水)	兵庫県立総合リハビリテーションセンター — 福祉のまちづくり研究所	※オンライン実施に変更となる場合がございます ※演習の受講にあたっては、共通講義の視聴報告書と事前課題の提出が必須
	第2回	令和4年 10月6日(木) 10月7日(金)		
	第3回	令和4年 11月1日(火) 11月2日(水)		
	第4回	令和4年 11月8日(火) 11月9日(水)		
	第5回	令和4年 11月17日(木) 11月18日(金)		
	第6回	令和4年 11月24日(木) 11月25日(金)		
	第7回	令和4年 12月1日(木) 12月2日(金)		
	第8回	令和4年 12月8日(木) 12月9日(金)		
	第9回	令和4年 12月15日(木) 12月16日(金)		
	第10回	令和4年 12月22日(木) 12月23日(金)		

※上記プログラムは変更する場合があります。講義の詳細は、受講決定者にのみお伝えします。

※日程につきましてはご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

※受講決定後の日程の振り替えは一切受付できません。

5 受講料について

【5日間受講の方】 相談支援従事者研修（合同講義）＋サービス管理責任者等基礎研修	15,000円
【3日間受講の方】 サービス管理責任者等基礎研修	9,000円
【2日間受講の方】 相談支援従事者初任者研修（合同講義） ※相談支援従事者初任者研修にてお申し込みください。	6,000円

※研修に係る費用、滞在費等諸費用については、各自でご負担願います。

※納入方法については、受講決定者に対して別途お知らせします。

6 申込み方法等について

- (1) 提出書類【必ず、福祉のまちづくり研究所ホームページの「研修における留意事項」「研修体系」「研修日程と受講対象者について」を確認し、下記の書類を揃えて申し込んでください。】

○初めてサービス管理責任者等基礎研修を受講される方

①	【様式第1号】 受講申込・推薦書	・必要事項を記入し、必ず法人又は事業所の代表者から推薦を受けてください。 ※研修体系等をよく読んで、ご記入ください。	必須 福祉のまちづくり研究所ホームページよりダウンロードしてください。
②	【様式第2号】 法人・事業所推薦書及び実務経験申告書	※実務経験は受講申込者からの申告となっておりますので、実務経験証明書等の事業所からの証明、事業所印、資格を証明する書類等の提出は必要ありません。 実務経験の確認は、サービス管理責任者等として配置される際に、事業所指定担当部署が「実務経験証明書」により行います。 ただし、お申し込みいただく前に、従事予定事業所の指定担当部署へ、事前に実務経験をご確認ください。	
③	【様式第3号】 申込チェックシート	・必要事項を記入してください。事業所から複数名分まとめて郵送する場合は、1枚のみ提出して下さい。	
④	返信用封筒（必須） ・長形3号 120mm×235mm に94円切手を貼付 ・返信先 （返信宛先住所・宛先氏名・受講者氏名（宛先氏名と同一の場合は不要））を明記 ・複数名お申し込みの場合でも、お一人様につき封筒1通ずつ必要です。		必須

○過去に相談支援従事者初任者研修5日間もしくは2日間を受講された方

上記①～④に加えて、相談支援従事者初任者研修修了証書もしくは、合同講義（2日間）の受講証明書のコピーを添付してください。 その場合、合同講義の受講は必要ありません。 尚、上記①申込書（様式第1号）の項目⑭を必ずチェックしてください。	該当者のみ
--	--------------

(2) 申込方法

- ・申し込みにかかる様式類は、福祉のまちづくり研究所ホームページから、ダウンロードしてください。
- ・上記提出書類を、原則、郵送で申込んでください。
- ※FAX、Eメール等他の方法での申し込みは一切受け付けません。
- ※申込書類は、未記入や押印漏れ等の不備がないよう様式3号で確認してから提出してください。
- ※こちらから連絡する場合は、申込責任者に連絡します。
- ※提出された書類については、返却しません。
- ※申込みの着、不着のお問い合わせにはお答えしません。
- ※申込書に記載された個人情報研修事業以外の目的には使用しません。
- ※受講の可否については、同封されている返信用封筒を用いてお知らせします。発送日はホームページに掲載しますので、それ以降に不着の場合はご連絡ください。
- ※虚偽内容を記載した場合は、受講決定後や研修受講中でも決定を取り消す場合があります。
- ※他の都道府県からご応募される場合は、事前に下記ホームページ研修部門からお問い合わせメールにてご相談ください。

(3) 申込締め切り

令和4年5月31日(火) 正午 必着 ※締切後の申し込みは一切受け付けません。

[申し込み先]

〒651-2181 神戸市西区曙町 1070
総合リハビリテーションセンター
福祉のまちづくり研究所 研修センター

※「サービス管理責任者等基礎研修 申込書在中」と朱書きのこと

7. 受講決定

- (1) 申込者多数の場合は、1事業所1名での決定とさせていただくとともに、受講申込者の資格要件、就任予定時期等を考慮したうえで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、今年度確実に受講が必要と認められる場合に受講決定します。
- (2) 兵庫県内に所在を有する事業所を優先します。
- (3) 受講の可否については、受講申込時に同封の返信用封筒(94円切手貼付)を利用してお知らせします。
※受講の可否通知については、発送日に福祉のまちづくり研究所HPにその旨掲示します。その際に記載します期日までに届かない場合は、研修センターまでご連絡ください。
- (4) 受講決定後に受講者の変更はできません。
- (5) 選考結果の理由等は一切お答えできませんので、ご了承ください。
- (6) 他の都道府県から申込も可能ですが、現時点で過去に他の都道府県から申込の方の受講決定者は出ていません。

8 修了証書の交付

- (1) 全カリキュラムを修了された方には、兵庫県知事印の基礎研修修了証書を交付します。
- (2) 修了証書は研修終了後にお渡しする予定です。
- (3) 補講等の予定はありません。全日程の出席が可能であることを前提としてお申し込み下さい。
- (4) 遅刻、早退がある場合、研修受講態度が著しく不良な場合（注）等については修了証書の交付を行わない場合があります。

（注）①他の受講者、研修会場に迷惑となる行為
②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等での消極的な態度も含む）
③研修中の携帯電話等の使用、研修に関係のない行為、居眠り等
④研修に関するルールを守れない場合（駐車が認められない場所への無断駐車等）

- (5) **相談支援従事者初任者研修合同講義の動画視聴報告書**は、当講義の修了に必要な必須カリキュラムとなります。そのため、**合同講義に参加できなかった場合や指定日までに視聴報告書の提出がされなかった場合**、記載内容に明らかな不備がある場合は、**カリキュラム未修了となり、受講証明書は交付できません**。
- (6) **サービス管理責任者等基礎研修共通講義の動画視聴報告書**は、研修修了に必要な必須カリキュラムに含まれるものとなります。そのため、**共通講義に参加できなかった場合や指定日までに視聴報告書の提出がされなかった場合**、記載内容に明らかな不備がある場合は、**カリキュラム未修了となり、研修の受講を取り消すと同時に、修了証書は交付できません**。

9 事前課題

サービス管理責任者等基礎研修演習事前課題は、研修修了に必要な必須カリキュラムに含まれるとともに、演習では重要な位置づけとなっています。**指定日までに提出がされなかった場合や、記載内容に明らかな不備がある場合はカリキュラム未修了となり、研修の受講を取り消すと同時に、修了証書は交付できません。過去に未提出の方が受講取り消しとなった例もございますので、その点ご注意ください。**

10 重要事項

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日から研修制度の改定があり、サービス管理責任者等の従事要件は、基礎研修修了後に 2 年以上かつ 360 日以上の実務経験を経た後、実践研修を修了することで、取得できることになりました（本研修はサービス管理責任者等基礎研修になります）。サービス管理責任者等の制度について、詳しくは別紙の説明資料等によりご確認ください。
- (2) 受講申込書等に、未記入や記入相違、押印漏れ等の不備がないよう確認してから提出してください（未記入や記入相違箇所があると、受講決定の選考にあたり不利となる場合があります）。
- (3) **受講決定者には、メールで連絡する場合がありますので、申込書のメールアドレス欄には、常に閲覧できるメールアドレスを間違いなくご記入ください。なお、メールを送信した場合は、福祉のまちづくり研究所にその旨掲載いたします。**
- (4) 受講申込等に虚偽の内容を記載された場合、受講決定後でも決定を取り消す場合があります。

(5) 研修内容・申込についてのお問い合わせは、時間内をお願いします。担当者が不在の場合は、すぐに回答出来ない事がありますのでご容赦ください。

(6) **必ず、別紙「研修における留意事項」を確認してから、申し込みをしてください。**

(7) **オンライン実施に変更となる場合**

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、演習についても Zoom(Web 会議ツール)を活用したオンライン型受講による研修に変更する場合があります。
- ・オンライン実施に変更となった場合には、パソコン・Web カメラ・マイク等をご用意していただきますようご協力お願い申し上げます。(環境整備等に伴う全費用は受講者所属施設・事業所様負担となります。)
- ・オンライン型研修受講の際は、所属する法人代表者及び申込責任者が以下の2点について責任をもって確保した場所(自職場等)、あるいは同等の環境にあると認めた場所(自職場等以外でも可)で受講をお願いします。

① Zoom(Web 会議ツール)を用いたオンライン受講における環境が整備されていること。

② 静かであつ受講者以外の方の映込みがない等の配慮がされた、集中して受講できる環境であること。

- ・Zoom のインストールや環境等を含む基本的な設定におけるサポート等は研修センターでは致しません。各施設・事業所様にてご用意及び設定をお願い申し上げます。
- ・研修時に接続できない等の不具合が生じた場合は、いかなる理由にせよ遅刻及び欠席相当として取扱いをさせていただきます。(当方都合を除きます。)
- ・オンライン実施に変更となった際は、現在の勤務先住所に講義資料をお送りいたします。

◆問い合わせ先◆

【研修内容・申込について】 ホームページは、福祉のまちづくり研究所 研修センターで検索してください。

※申込み期間中は、お電話での問い合わせが殺到し、担当に繋がらない、すぐに回答できない等々があります。その為、研修内容についての問い合わせは、下記 URL の研修部門のお問い合わせメールにてお願いいたします。回答については、メールかお電話で回答いたします。

福祉のまちづくり研究所ホームページから
研修部門→お問い合わせページに移動していただき、メールにてお問い合わせください。

<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

【担当】 井指(いさし)・谷垣

【研修制度や事業申請等に関すること】

兵庫県 福祉部 障害福祉課 障害政策班

E-mail : shougaika@pref.hyogo.lg.jp

TEL: 0 7 8 - 3 4 1 - 7 7 1 1 (代表)

【担当】 小池(おいけ)(内線 : 3005)

女鹿(めが) (内線 : 2969)

※受講申込者の実務経験における個別具体的な内容の確認については、従事予定事業所の指定担当部署へご連絡ください。

サービス管理責任者等基礎研修における留意事項

1. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修

- ・本研修は、兵庫県の委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所研修センター（以下「研修センター」という）が実施します。

2. 受講申込

- ①申込責任者及び申込者（受講希望者）は、福祉のまちづくり研究所 HP 内の研修体系・受講対象者と日程・参考資料をよく読んで理解したうえで、受講申込書に必要事項を明記し、研修にかかる必要な書類を揃えて郵送にてお申込みください。
- ②必ず実施要項及び本内容を確認し、申込責任者及び申込者がご了承かつ合意の上申込みください。
- ③郵送された申込書等の不着にはお答えしません。必要な方は、各自で確認ができる配達方法（特定記録郵便、簡易書留郵便等）を用いて郵送してください。また郵送による申込書類の不着の責任は負いかねます。
- ④指定する様式を用いていない等、提出書類及び内容記載に不備、虚偽があった際は、受講不可とする場合があります。
- ⑤提出された書類については返却いたしません。
- ⑥研修の問い合わせについて、例年、お電話での問い合わせが殺到し、担当者に繋がらない、すぐに回答できない場合が多々あります。その為、福祉のまちづくり研究所ホームページの研修部門にある問合せページからメールでお問い合わせしてください。回答については、メールでの返信か、場合によってはお電話でさせていただきます。

3. 受講決定

- ①研修センターへの申込締切り後、兵庫県障害福祉課で厳正な選考の上、受講決定を行います。先着順ではありません。受講決定の詳細内容は個人情報保護の観点、公正な選考基準の観点からいかなる場合もお伝えしません。
- ②申込締切り日後、受講可、不可にかかわらず、通知書をお送りします。通知書については、申込書類に同封いただいた返信用封筒を用いて発送いたします。
- ③受講可否については、研修センターから返信用封筒を用いて郵送する通知書で必ず確認してください。電話等での問合せにはお答えできません。
- ④通知書の発送については、発送日に福祉のまちづくり研究所 HP にその旨掲示します。発送掲示後、2 週間が経過しても通知が届いていない場合はご連絡ください。
- ⑤受講決定後は同一法人や同一事業所内であっても、受講者の変更、日程の変更はできません。

4. 受講料の支払い方法

- ①受講決定者には、受講可否通知発送時に「受講料振込み方法について」の通知をしますので、記載事項に沿って期日までに、ゆうちょ銀行の郵便払込取扱票を用いて指定口座へ振込んでください。領収書の発行は行いませんので、必要な方は払込受領書を各自で保管してください
- ②振込手数料の負担をしていただきます。
- ③期日までに指定金額の入金を確認できなかった場合、受講をお断りする場合があります。
- ④やむを得ない事情で振り込み期日を過ぎる場合は、必ず担当にご連絡ください。

5. キャンセル

- ①受講決定者が都合により辞退される場合は、速やかに研修センターの担当へ連絡してください。
- ②既に振込んでいる場合、受講決定通知に記載している期限内のキャンセルであれば、受講料を払戻しします。ただし返金は振込み手数料の差額分となります。
- ③受講決定通知に記載している期限後又は研修中にキャンセルした場合、返金はできません。資料の送付は行いません。但し、キャンセルの理由によっては返金する場合があります。

6. 研修時間

- ①研修時間は研修毎に異なります。各研修プログラムを確認してください。
- ②毎回の受付時に出席確認のため受講決定通知書の確認と押印をします。全回、同じ印鑑と受講決定通知書を持参してください。今年度の動画配信についての出席確認は、レポートで行います。
- ③研修会場の都合により、受付時間等が変更することがあります。
- ④進行の状況により、終了時刻が遅くなる場合があります。
- ⑤研修最終日に修了式を開催する場合、プログラム上の時間より遅くなる場合があります。

7. 研修会場

- ①研修は演習において、総合リハビリテーションセンター内で行います。但し変更等ある場合はその限りではありません。研修会場は受講決定時及び研修中に受講決定者等へ通知します。
- ②各駅から研修会場までのバスの時刻等は各自でお調べください。研修センターではお答えしておりません。
- ③研修会場には研修受講者用の駐車スペースはありません。公共交通機関での研修参加を原則として、自家用車使用の場合は近隣の有料駐車場を使用してください。総合リハビリテーションセンター内駐車場は、兵庫県立リハビリテーション中央病院の患者様等のために設けられている旨了承ください。

8. 研修時の遅刻・早退及び欠席

- ①修了証の発行には、厚生労働省が定めた時間数の講義を受講することが必要となります。
- ②原則遅刻・欠席・早退の場合、研修の修了証の発行はできません。時間に余裕をもって研修会場へお越しください。
- ③公共交通機関の遅れ等、やむを得ない遅刻や欠席の場合は、研修当日の8時45分以降～研修開始時間の間に必ず電話にて研修センターまで連絡し、遅延証明書を提出してください。

9. 研修の変更及び中止

- ①研修開始の3時間前に研修開催市町（兵庫県立総合リハビリテーションセンター内での開催の場合は神戸市西区）で特別警報が発表されている場合は、原則研修を中止します。また天災等不可抗力により開催が困難と判断した場合は、研修を変更・中止することがあります。いずれの場合も、研修開始時間の約3時間前に福祉のまちづくり研究所ホームページにて掲載します。ただし、やむを得ない状況によりアップロードできない場合はこの限りではありません。
(福祉のまちづくり研究所ホームページアドレス) <http://www.hwc.or.jp/kensyuu/>
- ②警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施します。変更・中止につきましては、受講者の判断ではなく福祉のまちづくり研究所ホームページアドレス等でご確認ください。
- ③警報や注意報が発表中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しください。

10. 新型コロナウイルス感染症予防における取決め

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修を変更、中止する場合があります。変更、中止につきましては、兵庫県担当課と協議したうえで決定します。
- ②やむを得ず研修中止となった場合は、受講料を返金いたします。ただし、申し込み時の振込手数料、宿泊費、交通費等は返金できません。また、変更や研修開催後に中止となった場合も返金できません。
- ③研修開催後に中止となった場合、修了証書を交付できない場合があります。
- ④研修変更及び中止の案内は、福祉のまちづくり研究所ホームページの最新NEWSに掲載します。適時、確認してください。
- ⑤研修当日は不織布マスクを持参していただき、会場敷地内では、受講中、休憩等にかかわらず必ずマスクを着用していただきます。また、手洗い、手指消毒にもご協力いただきます。
- ⑥その他、新型コロナウイルス感染症予防については、受講決定者へ別途、委細をお伝えします。

11. オンライン実施に変更となる場合

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、演習についても Zoom(Web 会議ツール)を活用したオンライン型受講による研修に変更する場合があります。
- ②オンライン実施に変更となった場合には、パソコン・Web カメラ・マイク等をご用意していただきますようご協力お願い申し上げます。(環境整備等に伴う全費用は受講者所属施設・事業所様負担となります。)
- ③オンライン型研修受講の際は、所属する法人代表者及び申込責任者が、以下の2点について責任をもって確保した場所(自職場等)、あるいは同等の環境にあると認めた場所(自職場等以外でも可)で受講をお願いします。
 - ・Zoom(Web 会議ツール)を用いたオンライン受講における環境が整備されていること。
 - ・静かであつ受講者以外の方の映込みがない等の配慮がされた、集中して受講できる環境であること。
- ④Zoomのインストールや環境等を含む基本的な設定におけるサポート等は研修センターでは致しません。各施設・事業所様にてご用意及び設定をお願い申し上げます。
- ⑤研修時に接続できない等の不具合が生じた場合は、いかなる理由にせよ遅刻及び欠席相当として取扱いをさせていただきます。(当方都合を除きます。)

12. 修了証

- ①全プログラム修了者に対して、原則研修最終日に修了証を交付します。
- ②修了証には受講申込書に記載している氏名・生年月日を印字します。そのため受講申込書の氏名及び生年月日は間違いのないように正確にご記入ください。
- ③研修センターは修了者を把握・管理する目的で、氏名・生年月日・事業所名・事業所住所を修了者名簿に記載し、兵庫県福祉部障害福祉課へ通知します。
- ④次の場合修了証を交付できないことがあります。
 - (1)受講申込書の記載内容に虚偽があった場合
 - (2)「実施要項」及び「研修における留意事項」の記載内容に違反又は逸脱した場合
 - (3)欠席、遅刻、早退、長時間の離席等があった場合(やむを得ない場合を除く)
 - (4)研修の目的が達成されないと判断された場合(提出物期限が守られない、研修態度が好ましくない等)

13. 個人情報の取り扱い

- ①お預かりした個人情報は以下の目的にのみ利用いたします。

受講決定の可否通知、修了証の発行、修了者名簿の登載、研修時における作成物・報告書等の資料、受講者名簿、研修・セミナー等のご案内の送付、その他、県、研修課が必要と判断したもの
- ②お預かり個人情報は必要に応じて、第三者への提供を行う場合があります。

受講者の受講履歴や資格取得等の情報は、受講者が勤務する法人の申込責任者や法人の代表、勤務する施設のある市町担当課、県、研修講師、同研修受講者等(研修内容で作成物・報告書等を共有する場合があります)
- ③その他

必要に応じて、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。また個人を特定できない範囲で、研修時の様子を事業紹介等で使用することがあります。

14. 知的財産権及び使用权

- ①申込責任者もしくは申込者は、以下の規定を遵守するものとします。
 - (1)研修に使用される研修教材の知的財産権は知的財産所有者に帰属する
 - (2)知的財産の複製、一般書籍を含む印刷物への転用、発表又は出版等、知的財産権の侵害となる一切の行為を禁止する
 - (3)研修設備等の撮影、及び研修内容の撮影もしくは録音を禁止する
(演習の成果物等、講師の許可がある場合は可)
- ②研修資料、教材等の使用权を申込責任者もしくは申込者に与えるものではありません。

15. 受講中の事故等についての対応

- ①不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。
- ②受講者の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。

16. 相談窓口

(研修に関する問い合わせ先)

兵庫県社会福祉事業団総合リハビリテーションセンター福祉のまちづくり研究所ホームページから、研修部門→お問い合わせページに移動していただき、メールにてお問い合わせください。

<http://www.hwc.or.jp/kensyuu/form/contact/contact.cgi>

(実務経験、事業申請等に関する問い合わせ先)

兵庫県 福祉部 障害福祉課 障害政策班

E-mail : shougaika@pref.hyogo.lg.jp

TEL : 078-341-7711 (代表) 【担当】小池(おいけ) (内線 : 3005)

女鹿(めが) (内線 : 2969)

サービス管理責任者の資格要件

サービス管理責任者になるためには、次の1 実務経験要件及び2 研修修了要件の両方を満たすことが必要です。

1 実務経験要件

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が以下の①～③のいずれかを満たしていること。（詳細は、次ページ「サービス管理責任者の要件に係る実務経験一覧表」を参照）

なお、実務経験については、サービス管理責任者に就任する時点で、経験年数を満たしていることが必要。

- ①相談支援業務及び直接支援業務の期間が通算して5年以上（別表の区分「第1」又は「第3」）
- ②直接支援業務の期間が通算して8年以上（別表の区分「第2」）
- ③国家資格の期間が通算して3年以上（別表の区分「第4」）

※相談支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

※直接支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障がいがある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育等に係る業務

（注）実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験：業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あること。

例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であること）。

2 研修修了要件

サービス管理責任者研修基礎修了、2年以上の実務要件（（OJT）（経過措置あり））、実践研修を修了していること。

※研修に関する経過措置

○やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間

サービス管理責任者実務経験一覧表（児童発達管理責任者を除く）

※区分「第1」と区分「第3」の通算可

区分		業務内容	経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	第1 相談支援業務	ア 施設等における相談支援業務 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター	5年以上
		イ 次のいずれかに該当する者が実施する、保健医療機関における相談支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格（区分「第4」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者	
		ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務	
		エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務	
	第2 直接支援業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	8年以上
		キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務	
		ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務	
		ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所	
	第3 有資格者	コ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記第2の直接支援業務（資格取得以前も含む） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分「第2」に該当しない保育所に勤務した期間は、実務経験として日数算入不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	通算して5年以上 上記イ〜オと
	第4 国家資格	サ 次のA及びBのいずれにも該当する者 A：区分「第1」から「第3」の実務経験を通算して3年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して3年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	

相談支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

児童発達支援管理責任者の資格要件

児童発達支援管理責任者になるためには、次の1 実務経験要件及び2 研修修了要件の両方を満たすことが必要です。

1 実務経験要件

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が以下の①～③のいずれかを満たしていること。（詳細は、次ページ「児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験一覧表」を参照）

なお、実務経験については、児童発達支援管理責任者に就任する時点で、経験年数を満たしていることが必要。

- ①相談支援業務及び直接支援業務の期間が通算して5年以上、かつ、高齢者等支援業務の期間を除外した期間が3年以上であること（別表の区分「第1」又は「第3」）
- ②直接支援業務の期間が通算して8年以上、かつ、高齢者等支援業務の期間を除外した期間が3年以上であること（別表の区分「第2」）
- ③相談支援業務及び直接支援業務の通算した期間から、高齢者等支援業務を除外した期間が3年以上、かつ、国家資格の期間が通算して5年以上であること（別表の区分「第4」）

※相談支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

※直接支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障がいがある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育等に係る業務

（注）実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験：業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あること。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であること）。

2 研修修了要件

児童発達支援管理責任者研修基礎修了、2年以上の実務要件（(OJT)（経過措置あり））、実践研修を修了していること。

※研修に関する経過措置

○やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間

児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験一覧表

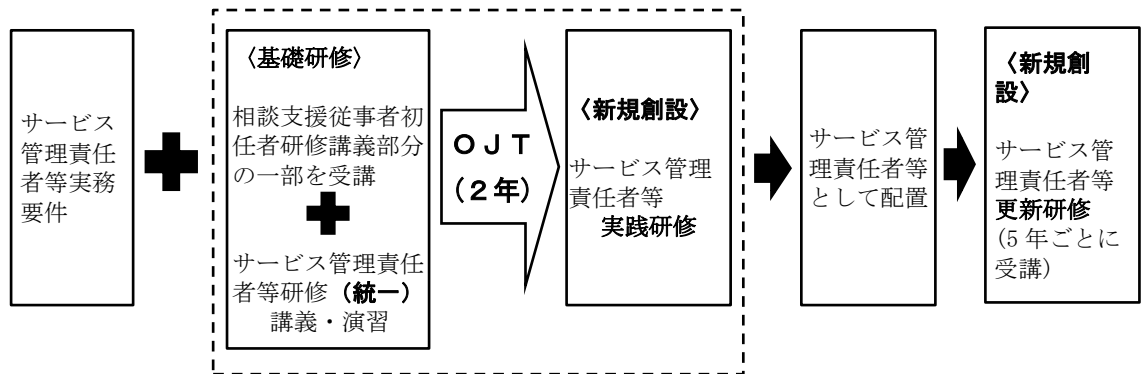
区分	要件に該当する業務内容	経験年数
第1 相談支援業務	ア 施設等における相談支援業務従事者 ○障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○児童相談所、児童家庭支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター</u>	従事期間 5年以上 かつ ゴシック下線を 通算した期間 を除外して 3年以上
	イ 保険医療機関における相談支援の業務従事者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修修了者 (3) 国家資格（区分「第4」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者	
	ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事者	
	エ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における従事者	
	オ その他これらの業務に準ずると知事が認めた業務従事者	
第2 直接支援業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務従事者 ○障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、認可保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、 <u>老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床</u> ○障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、 <u>老人居宅介護等事業</u> ○保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	従事期間 8年以上 かつ ゴシック下線を 通算した期間 を除外して 3年以上
	キ <u>特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援業務従事者</u>	
	ク 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における従事者	
	ケ その他これらの業務に準ずると知事が認めた業務従事者（市町から補助金又は委託による運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所）	
第3 有資格	コ 区分「第2」の直接支援業務従事者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分「第2」に該当しない保育所等に勤務した期間は、実務経験として日数算入は不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	従事期間 5年以上 かつ 区分「第2」 のゴシック下 線を通算した 期間を除外し て3年以上
第4 国家資格	サ 次の①及び②のいずれにも該当する者 ①区分「第1」から区分「第3」を通算した「従事期間」から、区分「第1」から区分「第2」のゴシック下線を通算した期間を除外して3年以上の者 ②国家資格による従事期間が通算して5年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	

（注）区分「第1」と区分「第3」との通算は可

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

見直しのポイント

- 研修が、基礎研修、実践研修、更新研修に分けられました。



- 研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することになりました。

従来は介護、地域生活（身体、知的・精神）、就労、児童の分野に分けられていましたが、統一されたカリキュラムで実施されますので、「分野」という考え方がなくなりました。

このため、従事する事業所の種別により介護分野や地域生活（身体、知的・精神）分野、就労分野、児童分野（児童発達支援管理責任者）を分けて受講する必要がなくなりました。

平成30年度以前の受講者は、統一カリキュラムを受講したものとみなされます。⇒ いずれかの分野を受講していれば、他の分野のサビ管等研修を修了したものととなります。（例：介護分野のみの受講者であっても、地域生活（身体、知的・精神）分野や就労分野の研修、児童分野（児発管）の研修の修了者とみなされます。）

- 直接支援業務による実務経験が8年に短縮されました。
（他の業務は変更ありません。）

経 過 措 置

この度の見直しに伴い、次のとおり経過措置が設けられることになりました。

◇見直し前の研修（平成18年度～30年度）受講済みの方

令和5年度末(2024年3月末)までは、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務に従事することができます。

配置する際の取扱いの緩和

研修の要件を満たすためには、「基礎研修＋OJT（2年）＋実践研修」の受講が必要になったことから、基礎研修までを修了した方については、次のとおり配置する際の取扱いが緩和されることになりました。

基礎研修を修了した方

▽2人目のサービス管理責任者等として配置可能

既にサービス管理責任者等を1名配置している場合は、基礎研修を修了し、実践研修受講前の方を2人目のサービス管理責任者等として配置することができます。

▽計画原案の作成が可能

基礎研修を修了し、実践研修受講前の方であっても、個別支援計画「原案」を作成することができます。

基礎研修受講者の実務要件の緩和

基礎研修から実践研修までの間にOJT2年以上が必要になったことから、基礎研修受講者の実務要件は、サービス管理責任者等として必要な実務経験年数よりも2年短い期間から受講できることになりました。

（例：相談支援業務5年⇒基礎研修は相談支援業務の実務経験3年で受講可能）

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修について

更新研修の受講

◎受講者の要件（次のいずれかに該当する方）

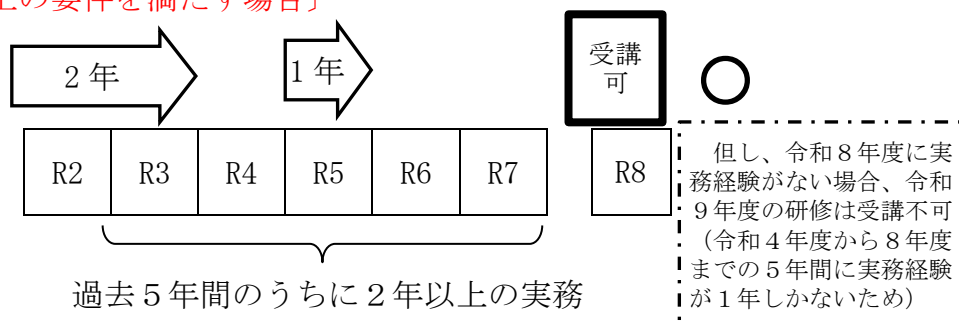
- 現にサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員として従事しており、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事している又は従事する予定の方。

※ 30年度以前の研修受講者は、「サービス管理責任者等として現に従事しているものとみなされる」ことから、令和元年度から5年度までの間に限り、過去の実務経験年数に関わらず、現にサービス管理責任者等として従事している又はサービス管理責任者等として従事する予定の方は受講対象になります。

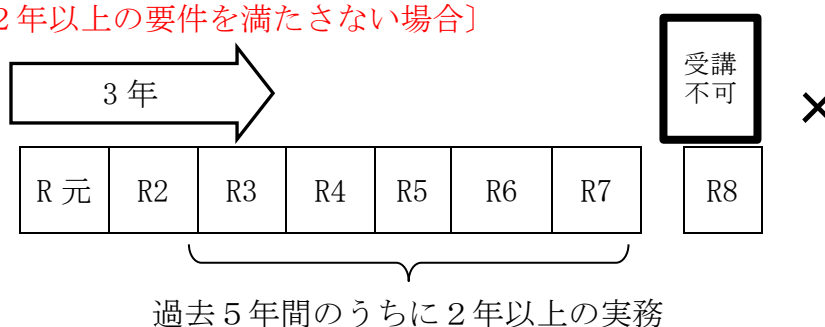
- 過去5年間に通算2年以上のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員の実務経験があり、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として従事している又は従事する予定の方。

【サービス管理責任者等としての実務経験により更新研修を受講する場合】

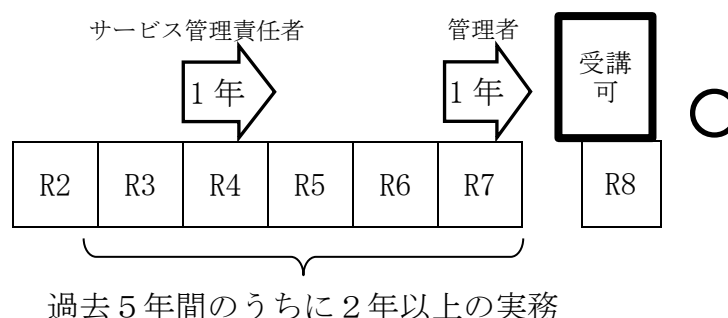
〔2年以上の要件を満たす場合〕



〔2年以上の要件を満たさない場合〕



〔複数の業務で2年以上の実務がある場合〕



《平成30年度以前の受講者》

平成30年度以前にサービス管理責任者等の研修を受講された方は、令和元年度から令和5年度までの間に更新研修を受講していただく必要があります。

ただし、最終の令和5年度に受講者が集中することがないように、平成30年度以前の受講者を、最初の分野の研修受講年度により更新研修受講年度を次のとおり割り振っています。 ※令和元年度に設定した対象者は変更しています

令和元年度受講対象者 ⇒ 平成18年度～23年度のサビ管等研修受講者

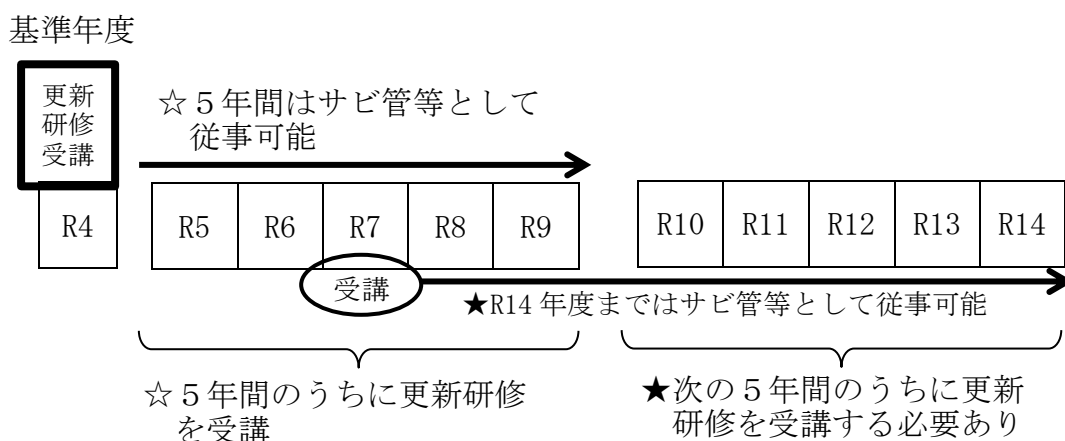
令和2年度受講対象者 ⇒ 平成24年度サビ管等研修受講者

令和3年度受講対象者 ⇒ 平成25年度～27年度のサビ管等研修受講者

令和4年度受講対象者 ⇒ 平成28年度～30年度のサビ管等研修受講者

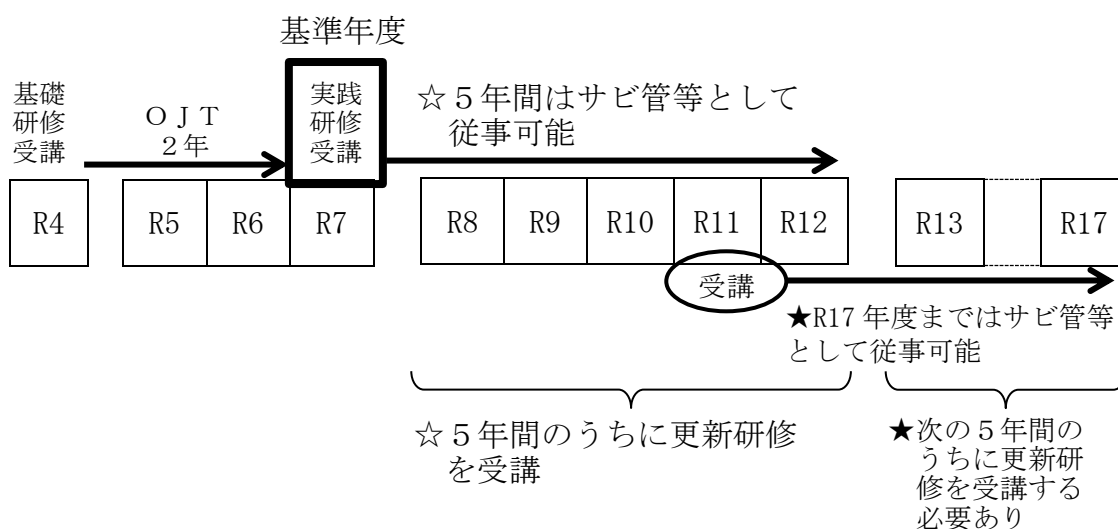
令和5年度受講対象者 ⇒ 令和4年度までに受講できなかった方

〔令和4年度に更新研修を受講した場合の例〕



《令和元年度以降に基礎研修を受講する方》

〔令和7年度に実践研修を受講した場合〕



※5年間のうちに更新研修が受講できなかった方は、サービス管理責任者等として従事するためには実践研修を受講する必要があります（基礎研修の受講は不要です。）。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修のQ&A

(研修制度について)

質 問	回 答
令和元年度～令和3年度までの基礎研修受講者に対しては、経過措置として、基礎研修の修了時点でサービス管理責任者等としての実務要件を満たしている場合に、実践研修修了前であっても3年間に限りサービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなされていた。令和4年度もその経過措置は設けられているのか。	今年度（令和4年度）以降については、その経過措置は設けられていない。そのため、今年度サービス管理責任者等研修を受講したとしても、1人目のサービス管理責任者等として配置することは出来ない。基礎研修受講後の2年間のOJTを経て、実践研修を修了いただく必要がある。
平成30年度以前にサービス管理責任者研修を受講した者は、新しい制度では全ての分野の研修を受講したものとみなされると聞いたが、就労分野のみ修了した者が、生活介護事業所のサービス管理責任者（介護分野）や放課後等デイサービスの児童発達支援管理責任者（児童分野）として従事できるということか。	お見込みのとおりであるが、児童発達支援管理責任者は、サービス管理責任者とは実務経験の要件が若干異なるため、確認が必要である。また、新たに従事しようとする分野に必要なスキルは、事業所内研修等で身につけていただきたい。
サービス管理責任者等研修（3日間）のみ受講し、相談支援従事者の初任者研修は未受講である者は、どうすればサービス管理責任者等として従事することができるのか。	令和元年度以降に相談支援従事者の初任者研修講義部分を受講すれば基礎研修の修了者とみなされることから、実務要件を満たしている場合は、実践研修を修了するまでの3年間はサービス管理責任者の要件を満たしているとみなせるので、従事することは可能である。
H30年度以前に相談支援従事者初任者研修の講義部分（2日間）を受講していた場合、見直し後の基礎研修のうち、サビ管等研修（統一）の講義・演習の受講のみで基礎研修修了となるのか。	お見込みのとおり。
基礎研修の研修対象者の表では、例えば相談支援業務の実務経験は3年でよいことになっており、3年間の実務経験でサービス管理責任者として従事することが可能ということか。	改正後の研修制度では、基礎研修の修了後に2年以上、指定障害福祉サービス事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務に従事し、さらに実践研修を修了した後にサービス管理責任者等として従事することが可能となっている。このため、基礎研修は、サービス管理責任者等として必要な実務経験年数より2年間短い期間で受講が可能となっている。
基礎研修を修了した時点で、実務経験の要件を満たしている場合でも、2年以上指定障害福祉サービス事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務に従事する必要があるが、その間はサービス管理責任者等として業務に従事できないのか。	令和元年度～令和3年度までの基礎研修受講者に限り、基礎研修を修了した時点で、実務経験の要件を満たしている場合は、基礎研修修了後、3年間は経過措置としてサービス管理責任者等の業務に従事することが可能である。

基礎研修を修了した時点で、実務経験の要件を満たしていない場合、2年以上指定障害福祉サービス事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務に従事する必要があるが、その間はサビ管等に従事できないのか。	基礎研修を修了した時点で、 <u>まだ</u> 実務経験の要件を満たしていない場合は、指定障害福祉サービス事業所等における2人目のサービス管理責任者等に従事することと、個別支援計画の原案の作成が可能である。
過去のサービス管理責任者等研修では、受講分野別に演習が行われていたが、分野が統一されてからの演習の内容はどうなるのか。	分野を越えた連携を図るための共通基盤を構築するという今回の見直しの趣旨を踏まえ、演習の内容も分野別には行わず、統一した内容で受講する必要がある。例えば、児童発達支援管理責任者になるための基礎研修受講者であっても、演習で使用する事例等は児童分野の内容ではない。その為、基礎研修修了後から実践研修受講までに必要な、2年以上の業務に従事することで（OJT）、各分野の専門性やスキルを身につけていただきたい。

（更新研修について）

質 問	回 答
サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者も、定期的に研修を受講する必要があると聞いたが、いつ、どの様な研修を受講すればいいのか。	「更新研修」を5年ごとに受講することが必要になった。 平成30年度までに受講した方は、令和元年度から令和5年度までの5年間のうちに受講する必要がある。 令和元年度以降に基礎研修を修了した方は、2年以上のOJTを経て実践研修の修了後、5年の期間ごとに更新研修を受講する必要がある。
更新研修の受講対象者の実務要件は、サービス管理責任者（及び児童発達支援管理責任者）の業務のほか、どの様なものがあるのか。	サービス管理責任者（及び児童発達支援管理責任者）のほか、管理者又は相談支援専門員として従事した期間が、実務経験として認められる。
更新研修の受講対象者としてサービス管理責任者等の実務要件があるが、常勤専従者でなければ認められないのか。	常勤でなければならないとの要件はない。ただし、受講開始前5年間に於いて通算して2年以上従事とは、「2年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が360日以上であること」が必要である。
5年間のうちに更新研修を受講できなかった場合は、基礎研修から受講する必要があるのか。	定められた期間内に更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を再度受講する必要がある（基礎研修の受講は不要。）。
5年間のうちに更新研修を受講できず、改めて実践研修を受講し直す場合も、受講前5年間に2年以上実務経験がなければならないのか。	定められた期間内に更新研修を受講できなかった方が改めて実践研修を受講する場合には、実務要件の適用はない。

(実務経験について)

質 問	回 答
旧の小規模作業所の職員は、実務経験に含まれるのか。	市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。この場合の実務経験は「直接支援」となる。
社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が5年以上となっている（参考資料2の第3のコ又は参考資料4の第4のコ）が、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年以上の実務経験があればよいのか。	お見込みのとおり。 社会福祉主事任用資格等の場合は、取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではない。
国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算3年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が3年以上（児発管は5年以上）となっている（サビ管実務経験一覧表の第4のサ又は児発管実務経験一覧表の第4のサ）がこの意味は？ また、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。	例えば、医師として3年以上の国家資格による業務期間が必要であり、かつ3年以上（児発管は5年以上）の障害者支援の業務期間が必要であることを指す。 相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、国家資格による従事期間とは別のカウントを行うため、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。
実務経験の対象となる機関、施設として、老人福祉施設や児童相談所、市町村役場等が掲げられているが、これらに勤務する期間全てが実務経験としてカウントできるのか。	実務経験一覧表に掲げられている機関や施設において、「第1 相談支援業務」及び「第2 直接支援業務」に従事したとして所属長等の証明が可能である期間のみカウントできる。
実務経験について、サービス管理責任者等として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はないということでしょうか。	お見込みのとおり。研修受講時に必ずしも実務経験の年数を満たしている必要はないが、応募多数により選考を行う場合は、サービス管理責任者等として配置される時期及び実務経験年数を考慮して判断する。ただ、基礎研修の受講対象者は要件の2年に満たない方からとなっているため、その年数以前の方は受け付けない。
障害福祉サービス事業所に経理事務員として8年以上勤務した場合、実務経験として認められるか。	認められない。
高齢者居宅介護支援事業所でケアマネジャー（介護支援専門員）として5年以上従事した場合は対象となるか。	サビ管の場合は、老人福祉施設に準ずる施設における相談支援業務として、5年以上の実務経験があれば対象となる。児発管の場合は、5年以上かつ高齢者等支援業務の期間を除外した期間が3年以上であること。

幼稚園、保育所、学校等で10年以上従事し、児童の中に障害児もいた場合、実務経験として認められるか。	サビ管の実務経験の場合、児童の中に障害児がいたという場合は、障害者の支援業務としては認められないが、特別支援学級は認められる。児発管の実務経験の場合は、障害児の有無にかかわらず、実務経験として認められる。
従事した日数が1年に180日以上とあるが、ホームヘルパーとしての半日の業務の場合は、1日とカウントできるか。	カウントできる。

(申し込みについて)

質 問	回 答
様式第2号の実務経験は、以前の勤務先に記載してもらう必要があるか。	自己申告による記載となる。 実際にサビ管等の業務に就く際、指定権者に以前の勤務先が記載した「実務経験証明書」の提出が必要となる。
サビ管になるには、サビ管研修3日間と相談支援従事者初任者研修（講義部分2日間）の受講が必要だが、それぞれ別々に申し込む必要があるか。	様式第1号で申し込みをすれば5日間の申込みとして受理する。ただし、過去に相談支援従事者初任者研修（講義部分2日間及び5日間）の受講をされている方は、様式第1号項目⑭に○を記入し、修了証、受講証明書のいずれかのコピーを添付すること。
申し込めば必ず受講できるのか。	定員を超えた場合は、厳正に選考を行う。また、今年度は特に、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和5年度までに従事が決まっている等、確実に資格が必要な方を受講決定できるよう選考する。
他府県の事業所も申し込めるか。	県内事業所を優先するため例年定員を超過しており、受講の可能性はきわめて低い。
サビ管研修と相談支援従事者初任者研修（7日間）の両方を申し込んでもよいのか。	基本的に、サビ管と相談支援専門員は兼務できない。定員等を勘案し受講決定するため、両方申し込んでも、両方受講できる可能性はきわめて低くなる。 なお、それぞれの申込書に他方の研修を申し込んでいることを明記すること。
受講決定後に、所属先が変わったが、研修受講は可能か。	所属が変わっても受講決定は有効だが、受講の継続については、申込時の事業所および受講者として話し合っていること。
研修修了証書の発行を受けた後、名字が変更となった場合の対応は。	名字が変更となっても、研修修了証書は有効のため、再発行は行わない。
受講決定後、研修修了までに姓名を変更した場合の対応は。	原則として、申込書に記載した姓名で名簿・修了証書を作成する。

研修申し込みに必要な書類は、下記の3点のみ。 ○様式第1号、2号、3号（必須） ○H18～R3 相談支援従事者初任者研修修了証書または講義部分2日間（合同講義）受講証明書の写し（該当者のみ）	様式第3号の申込みチェックシートと94円切手を貼付した返信用封筒が必須。 （法人、事業所から一括して郵送で申し込むことは可能だが、返信用封筒は申込書1通ごとに必要）
他府県が発行した研修修了証書は兵庫県で有効か。	有効となる。
事業所の開設時期・場所が未定でも申し込めるか	可能であるが申込書に必ず電話・郵便での連絡ができる連絡先を記載のこと。
過去に相談支援従事者初任者研修・サビ管研修の他分野を受講している場合、本年度5日間の受講が必要か	受講は不要。
サビ管に就任する予定がない者でも申し込めるか	就任の予定がない者は、申し込めない。
サビ管配置の必要がない事業所から申し込めるか	今後、事業移行等サビ管の配置が必要となるのであれば可能。今後もサビ管配置の必要がなければ、申し込めない。
同一事業所から複数名申し込めるか	今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業所1名の申込をお願いしている。どうしても必要な場合は、申込可能だが必ず優先順位を記入。また、受講決定後の受講者の変更は認めない。
同一法人から複数名申し込むことは可能か	可能だが、必ず法人内で受講分野の障害福祉サービスを実施・または予定している事業所から申し込むこと。
申し込む事業所と受講者の勤務する事業所が異なっても申し込めるか	可能
実務経験を満たしているが、現在障害福祉サービスに関わっていない者でも申し込めるか	就任予定があれば、申し込みは可能。申込書の申込理由の該当番号に記すこと。
相談支援従事者初任者研修講義部分2日間（合同講義）を受講していれば、相談支援専門員になれるか。また、相談支援専門員になるための補講などはあるか	相談支援専門員になるには相談支援従事者初任者研修（7日間）をあらためて受講する必要がある、過去に講義部分2日間（合同講義）を受講していても、日数の免除はない。補講は行っていない。

令和4年度兵庫県サービス管理責任者等 基礎研修 日程

以下、合同講義・共通講義日程については、いずれかの回を3日間連続で受講いただきます。
例えば、第1回の1日目・2日目、第2回の3日目といった各回を組み合わせた受講はできません。
※講義時間については予定です、受講決定者に委細お伝えします。

【合同講義】 1日目 2日目 各日 9:00～17:00 (予定) ※該当者のみ受講 【共通講義】 3日目 各日 9:00～16:00 (予定) ※受講者全員が受講	回	講義	日程	備考
	第1回	合同	令和4年 9月1日(木)	オンラインによる講義 ※視聴報告書の提出が必要
			9月2日(金)	
		共通	9月3日(土)	
	第2回	合同	令和4年 9月7日(水)	
			9月8日(木)	
		共通	9月9日(金)	
	第3回	合同	令和4年 9月14日(水)	
			9月15日(木)	
		共通	9月16日(金)	
	第4回	合同	令和4年 9月21日(水)	
			9月22日(木)	
		共通	9月23日(金)	

以下、演習日程については、いずれかの回を2日間連続で受講していただきます。
例えば、第1回の1日目、第2回の2日目といった各回を組み合わせた受講はできません。
※演習時間については予定です、受講決定者に委細お伝えします。

【演習】 4日目 5日目 各日 9:00～17:00 (予定)	回	日程	会場	備考
	第1回	令和4年 9月27日(火)	兵庫県立総合リハビリテーションセンター 福祉のまちづくり研究所	※オンライン実施に変更となる場合があります。 ※演習の受講にあたっては、共通講義の視聴報告書と事前課題の提出が必須
		9月28日(水)		
	第2回	令和4年 10月6日(木)		
		10月7日(金)		
	第3回	令和4年 11月1日(火)		
		11月2日(水)		
	第4回	令和4年 11月8日(火)		
		11月9日(水)		
	第5回	令和4年 11月17日(木)		
		11月18日(金)		
	第6回	令和4年 11月24日(木)		
		11月25日(金)		
	第7回	令和4年 12月1日(木)		
		12月2日(金)		
	第8回	令和4年 12月8日(木)		
		12月9日(金)		
	第9回	令和4年 12月15日(木)		
		12月16日(金)		
	第10回	令和4年 12月22日(木)		
		12月23日(金)		

※プログラムは変更する場合があります。
 ※5日目の研修終了後に修了証書を交付します。
 ※日程につきましてはご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
 ※受講決定後の日程の振り替えは一切受付できません。

令和4年度 兵庫県相談支援従事者初任者研修・サービス管理責任者等基礎研修 研修日程と受講対象について

※「サービス管理責任者等基礎研修」はサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者を指します

受講対象		相談支援専門員になる方	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になる方		
			初めて研修を受講する方	これまでに相談支援従事者初任者研修(7日間・5日間・2日間)を修了している方	これまでにサービス管理責任者等研修を修了しているが、相談支援従事者初任者研修講義部分2日間を修了していない方
受講する研修名 日程		相談支援従事者初任者研修(7日間)	サービス管理責任者等基礎研修	サービス管理責任者等基礎研修	相談支援従事者初任者研修(2日間)
				※申込書に相談支援従事者初任者研修修了証書及び受講証明書の写しを添付	※申込書にサービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修修了証書の写しを添付
相談支援従事者初任者研修 合同講義:2日間	オンラインによる講義	○	○		○
相談支援従事者初任者研修 演習(第1回)	各日程参照 (5日間)	○ (第1回～3回の いずれかの回)			
相談支援従事者初任者研修 演習(第2回)	各日程参照 (5日間)				
相談支援従事者初任者研修 演習(第3回)	各日程参照 (5日間)				
サービス管理責任者等基礎 研修 共通講義:1日間	オンラインによる講義		○	○	
サービス管理責任者等基礎 研修 演習:2日間	各日程参照 (2日間)		○	○	
研修日数合計		7日間	5日間	3日間	2日間
受講料		21, 000円	15,000円	9,000円	6,000円

《相談支援専門員とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格取得に必要な研修について》

《相談支援専門員》 になるための研修

相談支援従事者初任者研修 7日間
(修了者には7日間の修了証を発行)

「初任者研修」 1日目 (合同講義)	「初任者研修」 2日目 (合同講義)	「初任者研修」 3日目(演習)	「初任者研修」 4日目(演習)	「初任者研修」 5日目(演習)	「初任者研修」 6日目(演習)	「初任者研修」 7日目(演習)
--------------------------	--------------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

平成18年度～令和3年度に相談支援従事者初任者研修(2日間)を修了していても、あらためて7日間の受講が必要です。

《サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者》 になるための基礎研修

相談支援従事者初任者研修 2日間
(修了者には2日間の証明書を発行)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 基礎研修
(修了者には3日間の基礎研修修了証を発行)

「初任者研修」 1日目(合同講義)	「初任者研修」 2日目(合同講義)	「サービス管理 責任者等基礎研修」 3日目(共通講義)	「サービス管理 責任者等基礎研修」 4日目(演習)	「サービス管理 責任者等基礎研修」 5日目(演習)
----------------------	----------------------	-----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

平成18年度～令和3年度に相談支援従事者初任者研修(2日間・5日間・7日間)を修了している場合、初任者研修2日間の受講は必要ありません。

過去にサービス管理責任者等研修を修了されている方は、本研修を受講する必要はありません。
※別分野の受講は必要ありません。